

目標4【資源循環分野】

限りある資源を循環・再生させ、循環型社会の形成に向け
努力を続けるまち

- 主な取組地域：都市地域・農村地域
- 取組の期間：短～中期

【基本的な考え方】

平成20年(2008年)3月に策定された国の「第2次循環型社会形成推進基本計画」において、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、循環が困難なものについては、循環の環を広域化させていくという地域循環圏の考え方が示されています。また、低炭素社会や自然共生社会などの取組とも統合された持続可能な地域づくりが進むことで循環型社会が形成されるとの方向性が示されています。

千歳市は、産業拠点や交通の要衝として都市活動が活発であるとともに農村地域と自然公園という豊富な植物資源などのエネルギーを備えた地域特性をもっており、平成22年(2010年)4月に策定された「北海道循環型社会形成推進基本計画」における、地域特性を活かした地域循環圏の取組に沿った施策の推進が期待されます。

ごみの減量化に対する市民意識は、市民アンケート調査結果において「過剰包装を断る」、「自宅で生ごみ堆肥化」、「物を大切にすることや物を繰り返し使うことを実践する」がいずれも80%以上の回答であり、ごみ減量化についての高い意識が伺えます。

こうしたことから、今まで以上に、ごみの減量化や資源化などを進めていくためには、これまで取り組んできた3R(リデュース(ごみの発生抑制・Reduce)、リユース(再使用・Reuse)、リサイクル(ごみの再生利用・Recycle))と、その発生抑制に含まれる「リフューズ* (不要なものを断る・Refuse)」を組み入れた4Rも意識した取組を通じ、一般廃棄物(家庭、事業系)の減量化や資源化等の促進などに、市民、事業者、市(行政)が連携し、協働して進めるとともに、近隣市町との広域的な取組が必要となります。

私たちは、「限りある資源を循環・再生させ、循環型社会の形成に向け努力を続けるまち」の実現を目指します。

【取組の体系】

(1) 市民・事業者・市（行政）の協働によるごみの減量化

- 1) 家庭におけるごみの減量化
- 2) 事業所・市（行政）におけるごみの減量化

(2) 効率的なリサイクルの推進

- 1) 家庭におけるリサイクルの推進
- 2) 事業所等におけるリサイクルの推進

(3) ごみの適正な収集・処理の推進

- 1) 廃棄物の収集環境の充実
- 2) 廃棄物処理体制の充実

(1) 市民・事業者・市（行政）の協働によるごみの減量化

【現状と課題】

千歳市では、平成 17 年(2005 年)に「千歳市循環型社会形成推進施策 20」を策定し、一般廃棄物の搬入量などについて新たな目標を設定して、ごみの減量化やリサイクルの促進を図っています。

千歳市の平成 21 年度(2009 年度)の家庭廃棄物搬入量は 22,735.5 トンで、「千歳市循環型社会形成推進施策 20」の取組により減少傾向にあります。本施策では、平成 22 年度(2010 年度)までに市民 1 日一人当たりの家庭廃棄物排出量は 651 グラムを目標としており、目標達成の取組として平成 18 年(2006 年)5 月からは「家庭ごみの有料化」を実施したほか、ノーレジ袋運動によるマイバッグ等の活用、生ごみ処理機導入助成などの普及啓発を進めており、平成 21 年度の市民 1 日一人当たりでは 669.2 グラムとなっています。

なお、平成 21 年 4 月に事業系一般廃棄物処理手数料を改定しましたが、事業系一般廃棄物搬入量は、平成 21 年度は 15,128.3 トンで横ばい傾向にあります。

ごみの減量化は、最終処分場の延命化を推進し、有限な資源の再利用は、天然資源の投入を減らすこととなり、持続可能な地域づくりの推進につながる重要な取組です。

私たちが、ごみを減らすためにまだ工夫できることもあり、商品購入後すぐにごみになってしまう過剰包装や、商品付帯のサービスでごみになってしまう製品などは、不要なものを断ることでごみを減らすことが可能です。

さらに、製造や流通において事業者には、排出者責任、拡大生産者責任に基づくさらなる取組を進めることが望まれています。

このように循環型社会を実現するために、4R（リフューズ*（不要なものを断る））を意識した 3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用））の取組を進めていくことも必要となっています。

一般廃棄物の減量化に当たっては、大量消費・大量廃棄型の生活様式から天然資源を大切に使う生活様式への転換など、市民・事業者・市（行政）の協働の取組を持続的に進める必要があります。

【基本的な目標】

ごみの発生抑制とごみ減量に向けた取組の普及啓発に努め、ごみ減量化を推進します

また、生産・流通の段階からごみの発生抑制を推奨します

＜数値目標＞

◇一般廃棄物の搬入量（環境センターに搬入される家庭及び事業所のごみ量）

平成 21 年度の 37,864 t を平成 32 年度には 35,458 t に減らす

◇家庭廃棄物の排出量（家庭から排出されるごみ量）

平成 21 年度の 22,736 t を平成 32 年度には 22,616 t に減らす

◇埋立処分量

平成 21 年度の 13,466 t を平成 32 年度には 7,560 t に減らす

1) 家庭におけるごみの減量化 ■■■

ア. 市民の取組

- 家庭ごみの処理を適正に行い、家庭でのごみの発生を抑えるため、「ごみになるものはあらかじめ購入・入手しない」、「耐久性の高い消費財を購入し使用する」、「修理（リペア*）・レンタル*・リースを積極的に活用する」、「生ごみを堆肥化する」などの実践に努めましょう。
- マイバッグを持参し、レジ袋を使わず、過剰包装は断るようにしましょう。
- 割り箸や紙皿・紙コップなど使い捨て商品の使用を控えましょう。

イ. 事業者の取組

- 家庭で使用する製品・サービスの提供に当たっては、過剰包装の自粛や簡易包装の推進など、ごみを出さないものに切り替えるよう協力しましょう。
- 小売店は、レジ袋・紙コップ・割り箸等の削減、商品包装の簡素化、ごみを発生させない商品の製造・販売、デポジット制・リターナブル*製品の普及などごみの発生しない商品・サービスの提供に努めましょう。
- 製造業は、製品の長寿命化・軽量・小型化を進め、再使用容器への転換、部品の再利用など、廃棄物発生の回避につながる取組を推進しましょう。

ウ. 市（行政）の取組

- 家庭廃棄物処理手数料の適正化に努めるとともに、一般廃棄物の収集・処理の合理化に取り組みます。
- 家庭におけるごみの発生回避を推進するため、ノーレジ袋・マイバッグ運動の支援を継続します。
- 3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用））運動やボランティア等による実践活動を支援します。
- 「ごみ減量」や3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用））に含まれるリフューズ*（不要なものを断る）などを意識した普及啓発のため、市民を対象にしたイベントや学校での環境教育などを進めます。

★用★語★解★説★

【3R（リデュース（ごみの発生抑制・Reduce）、リユース（再使用・Reuse）、リサイクル（ごみの再生利用・Recycle））に含まれないその他の取組事例】

リフューズ：（不要なものを断る・Refuse）の意味で、要らないものは買わない、もらわないことでごみの発生を抑えること。製造・流通段階でごみの発生源を断つという取組も含まれます。

リフォーム：（改良する・Reform）の意味で、着なくなった服や住宅などを作り直すこと。

リペア：（直す・Repair）の意味で、壊れても修理して使うこと。

リターナブル：（返却可能・Returnable）の意味で、ビール瓶などは回収して複数回使用されています。参考：（デポジット：預ける：Deposit）容器やサービスを利用する際など貸借するときに支払う「預かり金」のこと。

レンタル：（借りる・Rental）の意味で、個人として所有せずに、必要なものを借りて使用・利用すること。

2) 事業所・市（行政）におけるごみの減量化 ■■■

ア. 事業者の取組

- 省資源のための「E C Oちとせ*」や「千歳市エコ商店*」など環境マネジメントシステムの取組で、ごみを出さない活動を展開しましょう。
- 飲食店・小売店においては、使い捨て製品の使用抑制、生ごみの堆肥化などに努めましょう。
- 事業所の購入品においても、レジ袋の削減、容器包装の簡素化、使用済み製品の再利用、詰め替え式商品の活用、紙コップ等の削減に取り組みましょう。
- 社用車やOA機器などの耐久消費財は、長寿命の製品購入、レンタル*・リースの活用など、廃棄物の削減に取り組みましょう。
- 市場のニーズに応じた生産・在庫管理などを徹底し、余剰生産などを回避するように努めましょう。

イ. 市（行政）の取組

- 事業系一般廃棄物処理手数料や産業廃棄物処分費用の適正化に努めるとともに、一般廃棄物の収集・分別・処理の合理化に取り組みます。
- 生産・流通・販売・消費の各段階における、天然資源を大切にすることによるごみ減量の普及啓発を行います。
- 製造工程の効率化、製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制につながる製品の開発・製造・使用、ごみを抑制するサービスの提供を支援します。
- 使用済み製品・部品や容器包装資材の再使用を促します。
- 「E C Oちとせ*」、「千歳市エコ商店*」などの認定・認証制度を更に普及し促進します。
- 千歳市の事務事業において、ごみ減量、廃棄物抑制による資源の循環、3 Rなどを推進します。
- 製造品やサービス提供事業者等との協働により、廃棄物回避の啓発に取り組みます。

(2) 効率的なリサイクルの推進

【現状と課題】

千歳市では、他の自治体に先行して昭和 57 年(1982 年)から、町内会、回収事業者、財団法人千歳市環境保全公社(平成 23 年(2011 年)4 月 1 日から財団法人ちとせ環境と緑の財団に変更)が三位一体となり、古紙類・金属類・びん類・その他を回収する集団資源回収事業を行っています。平成 21 年度(2009 年度)の実績は、参加団体数 131 団体、年間回収回数 1,593 回、収集量 4,022.2 トンとなっています。

また、平成 13 年度(2001 年度)からは、容器包装リサイクル法に定める一部品目の回収・再資源化事業として、ペットボトル、トレイ等発泡スチロール、びん、缶の 4 品目を、4 種資源物として収集し、リサイクルセンターで資源化しています。

平成 21 年度の収集量は、1,021 トンとなっています。

さらに、循環型社会形成の推進に向けたリサイクル品目・回収拠点の拡大など、再資源化への取組の結果、平成 21 年度のリサイクル率は 15.8%となっています。

地域に根ざした資源循環を更に進めるためには、市民・事業者・市(行政)の協働のもと、地域のバイオマス資源の利用等の検討のほか、グリーン購入*や再生品の導入を推進する必要があります。

【基本的な目標】

ごみの分別排出を徹底し、再生品の利用促進など、効率的な資源リサイクルを推進します

<数値目標>

◇一般廃棄物のリサイクル率

平成 21 年度の 15.8%を平成 32 年度には 23%まで高める

1) 家庭におけるリサイクルの推進 ■■■

ア. 市民の取組

- 家庭ごみの分別を適正に行ない、ペットボトル、トレイ等発泡スチロール、びん、缶の4種資源物のリサイクルに協力しましょう。
- 古紙類、金属類、びん類は分別して集団資源回収に参加・協力しましょう。
- リサイクルフェスティバル等に参加し、フリーマーケットやリサイクルショップを利用してリサイクル意識の向上に努めましょう。
- リサイクル製品の使用やグリーンマーク商品、エコマーク商品を購入しましょう。

イ. 市（行政）の取組

- 家庭廃棄物の分別排出の普及啓発、大型ごみの再資源化の促進を図ることにより、資源リサイクルの合理化を支援します。
- 市民・回収事業者・財団法人千歳市環境保全公社（平成23年(2011年)4月1日から財団法人ちとせ環境と緑の財団に変更）の連携による集団資源回収の効率化を図ります。
- リサイクルフェスティバル等、市民などが気軽に参加できる機会や場を提供し、リサイクル活動の推進を図ります。
- リサイクル製品の使用やグリーンマーク商品、エコマーク商品の購入を推奨するなどリサイクルに関する普及啓発を図ります。

2) 事業所等におけるリサイクルの推進 ■■■

ア. 事業者の取組

- 建設業では、建設工事における特定の建設資材（コンクリート、アスファルト、木材など）の分別解体と再資源化などに取り組みましょう。
- 事業所では、産業廃棄物としていたものを、材料としての再生や化学反応により形を変えてリサイクルするなど、再資源化に取り組みましょう。
- 飲食店や食品製造業、小売業では、食品循環資源（食品の売れ残り、食べ残しなど）を飼料や肥料などへの再生利用に努めましょう。
- 農畜産業では、家畜ふん尿の適正な処理と堆肥化による循環型農業への取組や農業用廃プラスチックの適正処理を進めましょう。

- 林業・林産業では、森林施業の過程で排出される間伐材、林地残材、製材所廃材等の木質バイオマスの活用を進めましょう。
- 事業所全般として、再使用が可能な梱包資材の使用や、省包装の輸送を実践するとともに、ごみの分別を徹底し、資源ごみの回収に協力しましょう。
- リサイクル製品の使用やグリーンマーク商品、エコマーク商品の利用に努めましょう。

イ. 市（行政）の取組

- 建設事業における特定の建設資材（コンクリート、アスファルト、木材など）の分別解体と再資源化などを促進します。
- リサイクル率をより高めるため、建設副産物や焼却灰等、二次的に発生する廃棄物などの再利用について可能性を検討します。
- 食品関連事業者（製造、流通、外食など）による、食品循環資源（食品の売れ残り、食べ残しなど）の飼料や肥料などへの再生利用を促進します。
- 環境にやさしい消費者意識の向上のため、リサイクル製品の使用やグリーンマーク商品、エコマーク商品の購入を推奨するなど普及啓発を図ります。
- 集団資源回収物と4種資源物（ペットボトル、トレイ等発泡スチロール、びん、缶）の収集の強化を図ります。
- 広報紙やホームページによる周知など、リサイクルに取り組む団体等に対して支援します。
- 事業所としての千歳市役所は、一般廃棄物の減量化、容器包装、廃家電等の分別とリサイクルの推進を率先して行ないます。
- 事業系一般廃棄物・産業廃棄物の分別収集の徹底と再資源化の促進を図ることにより、資源リサイクルの合理化を支援します。
- 環境にやさしい農業の確立のため、酪農における家畜ふん尿などの適正処理と有効活用を促進するとともに、農業における農業用廃プラスチックの適正処理や有効利用の促進を図ります。

(3) ごみの適正な収集・処理の推進

【現状と課題】

千歳市のごみの収集は、効率的で経済的なごみステーションによる収集方式をとっていますが、不適正な排出が依然として後を絶ちません。

このため、適正ごみ処理推進員や清掃指導員による巡視・指導のほか、市民への啓発や町内会の協力を得てごみステーションの適正管理と公衆衛生の保持を図る必要があります。

また、一般廃棄物の処理は、焼却処理場・破砕処理場、リサイクルセンターの中間処理施設と最終処分場において、搬入されるごみや資源物を適正に処理・処分しています。

今後も、千歳市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの適正な収集・処理を推進し、二酸化炭素排出量の低減に取り組む必要があります。

【基本的な目標】

一般廃棄物の分別徹底、不法投棄や不適正排出の防止・抑制、し尿等の適正処理に取り組みます

<数値目標>

◇し尿処理量

平成21年度の2,380kℓを平成32年度には1,200kℓに減らす

1) 廃棄物の収集環境の充実 ■■■

ア. 市民の取組

- ごみは分別排出を徹底し、不法投棄・不適正排出はしないようにしましょう。
- ごみステーションや集合住宅の廃棄物保管場所は、市民協働により衛生的に管理しましょう。
- 家庭ごみの分別方法を守り、決められた日時に決められたごみステーション等に排出しましょう。

イ. 事業者の取組

- 事業系廃棄物は、ごみステーションに排出せず、自己搬入または収集運搬許可業者に依頼して環境センター・再生事業者または処分業許可業者等へ搬入し適正に処理しましょう。
- 事業系廃棄物の分別排出を行い、資源物の回収に努めましょう。
- 産業廃棄物は、排出者責任を原則として減量化や再利用を促進するとともに、不法投棄の防止と適正な廃棄物管理を行いましょう。

ウ. 市（行政）の取組

- 収集地域を品目別・ブロック別に分割するなど、家庭廃棄物の収集運搬の合理化を推進します。
- 家庭廃棄物・事業系一般廃棄物の分別排出の徹底、不法投棄の監視、不適正排出の防止などの適正処理の啓発を進めます。
- 市民協働による、ごみステーションの適正な管理に向けての啓発を行います。
- 集合住宅における廃棄物保管場所の設置を促進します。

2) 廃棄物処理体制の充実 ■■■

ア. 市（行政）の取組

- 千歳市一般廃棄物処理基本計画に基づき、安全で安定した処理体制の確立に取り組めます。
- 産業廃棄物は、事業者処理責任を原則として減量化や再利用を促進するとともに、不法投棄の防止と適正な管理を啓発します。
- し尿処理施設の安全・効率的な管理運営を推進します。

